

**臨時福祉給付金、障害・遺族年金受給者
向け給付金の受け付けは2月3日(金)まで**

受給資格があっても期限までに申請がない場合や、提出された書類に不備があった場合は支給されません。申請が済んでいない人は期限までに手続きしてください。

平成28年度臨時福祉給付金

対象者 平成28年1月1日時点で本市に住民票があり、平成28年度分市民税(均等割)が課税されない人
※自身を扶養する人が課税されている場合や、生活保護受給者は対象外です。

給付額 対象者1人につき3,000円(1回だけ)

障害・遺族年金受給者向け給付金

対象者 平成28年度臨時福祉給付金の対象者で、平成28年5月分の障害・遺族基礎年金等を受給した人
※高齢者向け給付金を支給された人は対象外。

給付額 対象者1人につき30,000円(1回だけ)

申し込み

期 限 平成29年2月3日(金) ※郵送は同日消印有効。

受付場所(宛て先)

〒857-0042 高砂町5-1
中央保健福祉センター 8階 臨時福祉給付金事務局
☎臨時福祉給付金事務局 ☎25-9711

**マイナンバーカード受け取りの
ための休日窓口をご利用ください**

日 時 1月29日(日)9時~13時

場 所 市役所13階・戸籍住民課

※工事のため1階から13階に移動しています。

受け取りができる人

交付通知書が届いている人で、交付場所が「市役所 戸籍住民課」となっている人
※交付場所が「市役所 戸籍住民課」以外の方は、当日に本人確認等の手続きだけを行い、後日、マイナンバーカードを本人限定受取郵便で送付します。

必要なもの

交付通知書、通知カード、運転免許証などの本人確認書類、住民基本台帳カード(持っている人だけ)
※健康保険証、年金証書など顔写真のない身分証は2点以上必要です。
※本人確認書類は住所・氏名が最新になっているものが必要です。
※受け取りには本人が窓口に来てください(病気や障がい等で来庁できない場合はお尋ねください)。

☎戸籍住民課 ☎24-1111

浦頭引揚記念資料館をリニューアルしました

浦頭引揚記念資料館(針尾北町)は、太平洋戦争の終結時に浦頭が大陸からの引揚港となり、約140万人が帰国の一歩を踏んだ歴史を今に伝えるための施設です。平成27年度から取り組んできたロビーの拡張や展示資料の整理などのリニューアルが完了し、より見学しやすくなりました。引揚体験を知り、歴史について考えるきっかけとして、ぜひご来場ください。

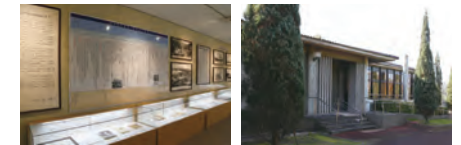
住 所 針尾北町824番地

電話番号 58-2561

開館時間 9時~17時(4月~10月は18時まで)

入 館 料 無料

☎市民安全安心課 ☎24-1111



4月から「介護予防・日常生活支援総合事業」が始まります

4月からスタートする「介護予防・日常生活支援総合事業」は、65歳以上の人を対象とした介護予防事業です。要支援の認定を受けなくても、介護予防の訪問型・通所型サービスを利用できるようになるなど、一人一人の生活に合わせたサービスを気軽に受けられるようになります。制度の内容などについてQ&A形式でお知らせします。

- Q** 新しくなった制度のサービス内容について教えてください
- Q** サービスを利用する際の手続きについて教えてください
- A** 介護予防・日常生活支援総合事業には下記の2つの事業があります
 - ①**介護予防・生活支援サービス**
内 容 訪問型サービス、通所型サービス
対 象 「基本チェックリスト」で事業対象者と判定された人、要支援1・2の認定を受けた人
 - ②**一般介護予防事業**
内 容 介護予防の講習会、体操教室など
対 象 65歳以上の全ての人の人
- Q** 現在、要支援認定を受けていますが、4月からの変更点はありますか？
- A** 認定期限までは同様のサービスを受けられます。料金も変更はなく、また、要支援認定の更新も今までどおり行うことができます

- A** ①まずは、各地域包括支援センターに相談してください
- ②「基本チェックリスト」による判定を行います。希望するサービス内容や本人の状態によっては、要支援または要介護の認定申請を行ってまいります
- ③「基本チェックリスト」によって事業対象者に判定された場合、または要支援1・2の認定を受けた場合は、通所介護や訪問介護などのサービスが利用できます
- ※基本チェックリストでは、運動・栄養・認知・うつなど生活機能について確認します。
- ※一般介護予防事業は65歳以上の人は誰でも利用できます。
- ※訪問介護や福祉用具レンタル、通所リハビリテーションなどのサービスは、従来どおり要支援の認定が必要です。

☎長寿社会課 ☎24-1111

1月26日は文化財防火デー



黒島天主堂の内観

文化財防火デーは昭和24年1月26日に法隆寺金堂壁画が焼失したことをきっかけに制定されました。この日は全国で文化財防火運動が実施され、本市でも消防署・消防団合同による訓練を行っています。本市には国の重要文化財である黒島天主堂や針尾送信所など、貴重な文化財が数多くあります。先人たちが築き上げてきた文化財を末永く守り伝えていくことができるよう、文化財防火へのご理解とご協力をお願いします。

☎消防局予防課 ☎23-2539

株式会社ハウコム の立地が決定

平成28年11月7日(月)、ITサポート・ヘルプデスクなどを運営する株式会社ハウコム(本社・川崎市)の「佐世保アウトソーシングセンター」が3月に事業を開始することが決まり、本市と長崎県との3者で立地協定調印式を行いました。約150人の雇用を予定しており、本市でも円滑な操業に向けて県と連携して支援していきます。

☎企業立地推進局 ☎24-1111

永井龍雲さんを佐世保観光名誉大使に任命

11月20日(日)、シンガーソングライターの永井龍雲さんを佐世保観光名誉大使に任命し、同日に開催された「くくみ山麓音楽祭」で委嘱状をお渡ししました。今後は本市の観光PRなどに協力していただきます。



☎観光課 ☎24-1111